建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るエネルギー消費性能確保計画 提出ガイド



本ガイドは、予告なく変更する場合がありますので予め御了承ください。申請に際しては、担当者にご確認くださ

はじめに

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)は、建築基準関係規定として位置付けられることにより、建築主が特定増改築を除く特定建築行為を行う際、必ず省エネ基準に適合していることの判定を受けることが必要となっています。

本ガイドは、省工ネ適合性判定を受けるエネルギー消費性能確保計画の提出者向け資料として、一般財団法人ベターリビングが行う省エネ適合性判定に関する事項をまとめたものです。

目次

1 提出	l時の留意事項	1
1 – 1	対象建築物	
1-2	使用する計算プログラム	
1-3	省エネ適合性判定の終了	
1 - 4	完了検査	
1-5	軽微変更該当証明書の発行について	
2 手続	き等の流れ	3
2-1	基本的な手続きの流れ	
2-2	建築確認との同時申請について	
3 省エ	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	4
3-1	省エネ計画書の体裁	
3-2	省工ネ計画書作成方法1	
3-3	省エネ計画書作成方法2(300 ㎡以上の住宅部分を有する複合建築物の場合)	
3-4	省エネ計画書作成の留意事項	
4 その)他の手続き	13
5 料金	注等	14
5-1	省エネ適合性判定に係る料金	
5-2	軽微変更該当証明書の発行に係る料金	
5-3	料金に係る注意事項	

1. 提出時の留意事項

1-1 対象建築物

省工ネ適合性判定は、適合義務対象となる特定増改築を除く特定建築行為(以下「適合義務対象」 という。)のみが対象となります。よって、適合義務対象とならない建築物の省工ネ適合性判定を 行うことはできませんのでご注意ください。

具体的に適合義務対象となる建築物は、新築にあっては表 1-1、増改築にあっては表 1-2 に示す建築物となっています。なお、対象となるかどうかが判断できない場合は、事前に当財団担当宛ご相談ください。

表 1-1 新築に係る適合義務対象

	適用基準	
対象用途	過用基準 	
非住宅部分※2	左記用途部分の面積が 2000 ㎡以上*3	一次エネルギー消費量

- ※1 平成29年4月1日以降に確認申請を行うもの(平成29年3月末までに旧省エネ法に基づく届出を実施したものを除く。)
- ※2 法第 18 条で定める適用除外建築物用途を除く。
- ※3 法施行令第4条に定める高い開放性を有する部分を除く。

表 1-2 増改築に係る適合義務対象

増改築	増改築のうち	増改築後の	平成 29 年 4 月 平成 29 年 4 月施行の際現に存する建		
の面積	非住宅部分の	非住宅部分の	施行後に新築さ	築物の増改築	
	面積	面積	れた建築物の増	増改築面積が増改	増改築面積が増改
			改築	築後全体面積の	築後全体面積の
				1/2超	1/2以下
				(特定増改築外)	(特定増改築)
300	300 m ²	2,000 m ²	適合義務	適合義務	届出
ml以上	以上	以上	20000000000000000000000000000000000000	2000 我分	佃山
		2,000 m ²			
		未満	届出		
	300 m ²	_	届出		
	未満		出山		

1-2 使用する計算プログラム

建築物省エネ法に基づく適法性判定に用いる計算プログラムは、国立研究開発法人建築研究所 (以下「建研」という。)ホームページ上の一次エネルギー消費量計算プログラムを用いることと なります。

なお、建研ホームページ上では、「平成 25 年省エネルギー基準に準拠したプログラム」と「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したプログラム」の 2 つが掲載されていますが、適合性判定に用いることができるのは、「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したプログラム」に限定されることとなります。詳細については建研ホームページをご覧いただくか、ベターリビング担当宛ご確認ください。

1-3 省エネ適合性判定の終了

省工ネ適合性判定が終了した場合、適合性判定通知書が交付されることとなります。当該通知書は、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けるために必要となりますので、大切に保管するよう注意してください。

1-4 完了検査

省工ネ適合性判定は、法に基づき建築基準関係規定の一部として取り扱われることとなります。 よって、建築基準法の完了検査に際しては、省工ネ計画書どおりに工事が行われたことの検査を受けることが必要となりますのでご注意ください。なお、省エネ計画の変更等を行う際は、必要となる手続き等について事前にベターリビング担当宛ご確認ください。

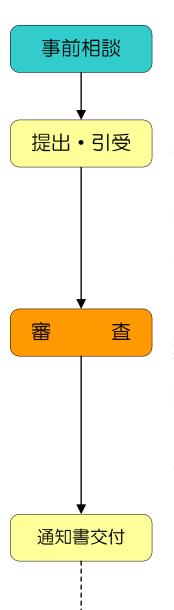
1-5 軽微変更該当証明書の発行について

省エネ計画の軽微な変更を行う場合、軽微変更該当証明書の発行を行うことができます。対象となる変更内容や取得の時期等の詳細については、事前にベターリビング担当宛ご確認ください。

2. 手続き等の流れ

2-1 基本的な手続きの流れ

事前相談から適合判定通知書の交付までの標準的な手続き等の流れは以下のとおりです。



ベターリビング認定・評価部※の担当者が省エネ計画書提出予定の建築物の概要と、スケジュール等について確認します。

※認定・評価部の連絡先は本ガイドの巻末に掲載しています。

提出に際しては、本ガイドの「3. 省エネ計画書の作成」を 参考に、提出が必要な省エネ計画書等をとりまとめていただき ます。

省エネ計画書等は、送付頂くことも可能となりますが、受領 後ベターリビング担当者が、記載漏れ・不足等がないことを確 認した後、受付を行うこととなります。

受付後、引受承諾書及び請求書を提出者に発行し、業務の引受を行います。なお、提出は随時受付を行っています。

判定は、ベターリビングが定める建築物エネルギー消費性能 適合性判定業務規程に従ってベターリビングの適合性判定員が 書類審査により行います。

審査において生じた質疑は指摘事項等回答書にとりまとめ、 提出者等に対して原則、E-mailにて通知します。

質疑に対する是正・回答は速やかに回答書として作成し、担当者へご提出ください。質疑により省エネ計画書等の差替えが必要となった場合には、差替図書(必要となる部数)の提出も併せて行ってください。

適合性判定が終了すると、適合判定通知書を交付します。また、適合判定通知書の交付と同時に、ベターリビングが最終版図書である旨の押印をした、省エネ計画書等の副本を返却します。

軽微変更該当 証明書の発行 ^提

工事の進捗に伴い、省エネ計画の軽微な変更を行った場合、 提出者等の要望により、軽微変更該当証明書の発行を行うこと ができます。

2-2 建築確認との同時申請について

当財団では、確認検査業務を実施しているため、省エネ適合性判定と同時申請することにより、 合理的な手続き及び料金にて審査することが可能となります。

ただし、当財団が確認検査業務を実施している範囲は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び奈良県の全域となりますので、それ例外の区域については同時申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

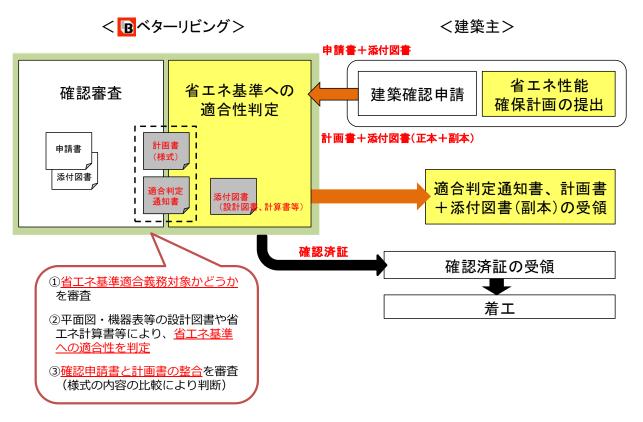


図 2-1 確認及び省エネ適判同時受付のイメージ

また、300 ㎡以上の住宅用途を含む複合建築物についても、上記と同様に合理化することが可能となっています。詳細については、事前にベターリビング担当宛ご確認ください。

3. 省エネ計画書の作成

3-1 省エネ計画書の体裁

省エネ計画書の作成は、対象となる建築物の用途や規模などに応じ、表 3-1 の 1 もしくは 2 の いずれかの体裁により作成してください。

対	象建築物用途	省工ネ計画書作成方法			
非住宅用途のみ		1			
非住宅•住宅	住宅用途 300 mi未満	l			
複合用途	住宅用途 300 ㎡以上	2			

表 3-1 省エネ計画書の作成方法

3-2 省工ネ計画書作成方法1

- ① 省エネ計画書は A4 版のファイルもしくは破れにくい封筒にまとめるなど、図面等が散逸しないようお願いします。
- ② 計画書に添付する図書等は、図面番号等で識別ができるようにしてください。
- ③ ①でまとめた計画書では、図 3-1 を参考とし、物件の特定が行える情報などを記載してください。

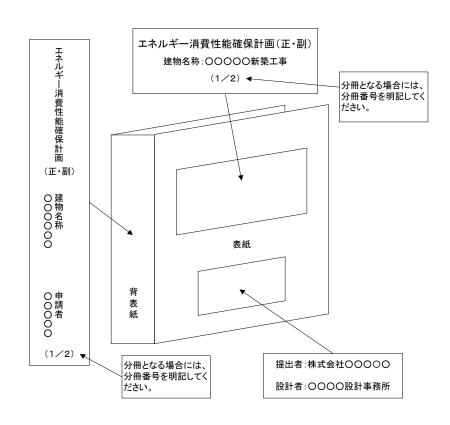


図 3-1 省エネ計画書の表紙及び背表紙の作成例

④ 省エネ計画書に添付する図書等は、表 3-2 で記載する図書等を同表の順番どおりに綴じ込み、正本1部、副本1部をご用意ください。

表 3-2 省エネ計画書の構成

構成		備 考*	
(1)	計画書	省令様式第一	
(2)	委任状	別記様式 SJF-O1	
(3)	設計内容説明書	計算方法に応じ、別記様式 SJF-02-1 もしくは SJF-02-2 のいずれかとなります。	
(4)	一次エネルギー消費量計算結果	建研 Web プログラムからの計算出力シート となります。	
(5)	Web プログラム入力シート	建研 Web プログラムにアップロードした入 カシートとなります。	
(6)	図面等	表 3-3 及び表 3-4 に記載した図面のうち、 必要なものとなります。	
(7)	その他必要な資料	必要に応じ、性能根拠資料などを添付するこ とになります。	
※ 様式は、ベターリビングホームページからダウンロードしてください。			

表 3-3 建築物の構造等に関する図書

200 産業物の帰還寺に関する図画				
図書の種類	明示すべき事項			
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ法第11条第 1 項			
	に掲げる基準に適合するものであることの説明			
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			
	縮尺及び方位			
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と			
配置図	他の建築物との別			
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能			
	の確保に資する建築設備(以下「エネルギー消費性能確保設備」			
	という。)の位置			
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種類及び寸法			
は冰音(は上げ衣を占む。)	エネルギー消費性能確保設備の種別及び内容			
	縮尺及び方位			
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ			
各階平面図	壁の位置及び種類			
	開口部の位置及び構造			
	エネルギー消費性能確保設備の位置			
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			

用途別床面積表	用途別の床面積				
	縮尺				
立面図	外壁及び開口部の位置				
	エネルギー消費性能確保設備の位置				
	縮尺				
	建築物の高さ				
	外壁及び屋根の構造				
断面図又は矩計図	軒の高さ並びに軒及びひさしの出				
	小屋裏の構造				
	各階の天井の高さ及び構造				
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造				
	縮尺				
各部詳細図	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別				
	及び寸法				
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する				
口性可异合寸	場合における当該計算の内容				

表 3-4 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

************************************	万兵は形に対する囚目		
図書の種類	明示すべき事項		
機器表			
亦与明和孙供	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、		
空気調和設備 	仕様及び数		
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種		
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別、仕様及び数		
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数		
	給湯器の種別、仕様及び数		
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様		
	及び数		
	節湯器具の種別及び数		
空気調和設備等以外のエネルギー消費性	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確		
能の確保に資する建築設備	保に資する建築設備の種別、仕様及び数		
記りに外に戻りる定本以前			
仕様書			
	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制		
7TP+1/28	御方法		
系統図			

		T
	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	 空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連
	上X1個和設備以外O7機%換X1設備	結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確
	能の確保に資する設備	保に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	
		縮尺
	空気調和設備	空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	縮尺
	空気調和設備以外の機械換気設備 	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	p>n==0.#±	縮尺
	照明設備	照明設備の位置
	給湯設備	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	縮尺
	昇降機 	位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性	縮尺
	能の確保に資する建築設備	位置
	制御図	
	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保
	能の確保に資する建築設備	に資する建築設備の制御方法
_	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

3-3 省エネ計画書作成方法2(300 ㎡以上の住宅部分を有する建築物の場合)

- ① 省エネ計画書は A4 版のファイルもしくは破れにくい封筒にまとめるなど、図面等が散逸しないようお願いします。
- ② 計画書に添付する図書等は、図面番号等で識別ができるようにしてください。
- ③ ①でまとめた計画書では、図 3-2 及び図 3-3 を参考とし、物件の特定が行える情報などを記載してください。

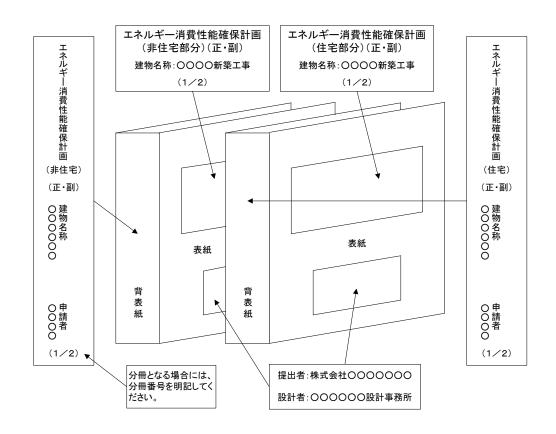


図3-2 省エネ計画書(正・副)の表紙及び背表紙の作成例

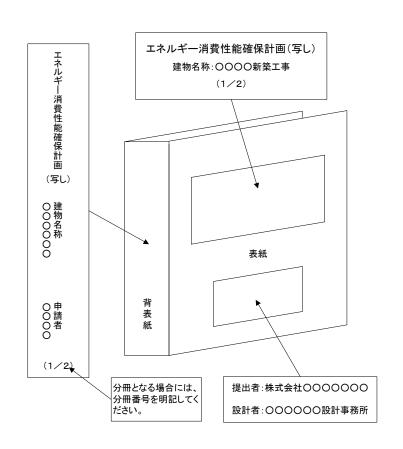


図3-3 省エネ計画書(写し)の表紙及び背表紙の作成例

④ 省エネ計画書に添付する図書等は、表 3-5 で記載する図書等を同表の順番どおりに綴じ込み、正本1部、副本1部、写し1部をご用意ください。

表 3-5 省エネ計画書の構成

	添	付書類	* 1	備 考*2	
構成		正	副	写	佣 5~~
(1)	計画書	0	0	0	省令様式第一
(2)	委任状	0	0	0	別記様式 SJF-O1
(3)	設計内容説明書 (非住宅)	0	0	0	別記様式 SJF-02-1 もしくは SJF-02-2
(4)	ー次エネルギー消費量 計算結果(非住宅)	0	0	0	建研 Web プログラムからの計算出 カシートとなります。
(5)	Web プログラム 入力シート(非住宅)	0	0	0	建研 Web プログラムにアップロー ドした入力シートとなります。
(6)	図面等(非住宅)	0	0	0	表 3-3 及び表 3-4 に記載した図面 のうち、必要なものとなります。
(7)	その他必要な資料 (非住宅)	0	0	0	必要に応じ、性能根拠資料などを添 付することになります。
(8)	設計内容説明書 (住宅)	O*3	0	0	別記様式 SJF-03
(9)	外皮計算結果(住宅)	О*3	0	0	住戸部分の外皮性能計算過程とその 結果となります。
(10)	ー次エネルギー消費量 計算結果(住宅)	O _{*3}	0	0	建研 Web プログラムからの計算出 カシートとなります。
(11)	図面等(住宅)	O*3	0	0	表 3-6 及び表 3-7 に記載した図面のうち、必要なものとなります。
(12)	その他必要な資料 (住宅)	O*3	0	0	必要に応じ、性能根拠資料などを添 付することになります。

^{※1} 塗潰し部分は、所管行政庁に送付する図書となります。

表 3-6 住宅部分の構造等に関する図書

図書の種類	明示すべき事項		
設計内容説明書	住宅部分のエネルギー消費性能の説明		

^{※2} 様式は、ベターリビングホームページからダウンロードしてください。

^{※3} 建設地の所管行政庁によっては不要と判断する場合もあります。

付近見取図	方位、道路及び目標となる地物				
	縮尺及び方位				
#1920	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他				
配置図	の建築物との別				
	エネルギー消費性能確保設備の位置				
仕様妻(仕しげまな会む)	部材の種類及び寸法				
仕様書(仕上げ表を含む。)	エネルギー消費性能確保設備の種別及び内容				
	縮尺及び方位				
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ				
各階平面図	壁の位置及び種類				
	開口部の位置及び構造				
	エネルギー消費性能確保設備の位置				
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				
	縮尺				
立面図	外壁及び開口部の位置				
	エネルギー消費性能確保設備の位置				
	縮尺				
	建築物の高さ				
	外壁及び屋根の構造				
断面図又は矩計図	軒の高さ並びに軒及びひさしの出				
	小屋裏の構造				
	各階の天井の高さ及び構造				
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造				
	縮尺				
各部詳細図	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及				
	び寸法				
 各種計算書等	住宅部分のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する				
	場合における当該計算の内容				

表 3-7 住宅用途部分のエネルギー消費性能に関する図書

	図書の種類	明示すべき事項		
	機器表			
	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法		
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、		
		数及び制御方法		
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法		

_		
		給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕
		様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資
	消費性能の確保に資する建築設備	する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

3-4 省エネ計画書作成の留意事項

表 3-1 で示す省エネ計画書の作成に際しては、図書種類に応じ以下の事項に留意してください。 なお、以下の(1)から(3)については、ベターリビングが用意する EXCEL 様式がありますので、そちらをご活用ください。

また、本ガイドライン巻末に添付する「省エネ計画書への記載内容確認チェックシート」を活用 し、記載漏れ等がないことを確認の上ご提出ください。

(1)計画書(省令様式第一)

- ① 計画書に記載する面積等の諸情報は、適合性判定の要否の判断に用いられる他、確認申請に際しては、当該記載内容と確認申請書の記載内容の整合確認が行われるため、不整合等が生じないよう注意してください。
- ② 各面に記載の際は、ベターリビングで用意する EXCEL 様式欄外の注意事項をご参照ください。

(2) 委任状

代理人により省エネ計画書の提出を行う場合は、別記様式 SJF-O1 の委任状をご用意ください。

(3)設計内容説明書

計画書の対象となる建築物の用途や、用いる評価手法に応じた様式をご使用ください。なお、 300 ㎡未満の住宅用途を有する複合建築物については、住宅部分に係る設計内容説明書を提出する必要はありません。

(4) 図面等

非住宅部分は表 3-3 及び表 3-4 に記載する図面のうち必要となるもの、住宅部分にあっては表 3-6 及び表 3-7 に記載する図書のうち必要となるものを添付してください。

また、非住宅部分の審査上必要となる住宅部分の図書、住宅部分の審査上必要となる住宅部分の図書がある場合、それぞれのファイル等に必要となる部分の図書を添付してください。なお、300 ㎡未満の住宅用途を有する複合建築物については、住宅部分に係る図書等を提出する必要はありません。

以下に、審査をスムースに行うための、図面作成上のポイントを記載します。

【図面等作成上のポイント1】機器性能の記載上の注意点

ー次エネルギー消費量計算においては、入力する設備機器の性能値が計算結果に大きく影響を及ぼすこととなります。

計算を行う際に入力できる設備機器ごとの性能値は、それぞれ根拠規格等が全て定められておりますので、図面上にその性能値を記載する際は、当該根拠規格に基づく値であることを明示するようお願いいたします。

また、機器表に記載する記号及び機器名称は、入力シートへの入力内容と揃えておくと、より確認が容易となります。

<記載例>

空調熱源機種におけるウォータチリングユニット(空冷式)の定格能力の場合

性能值記入例	審査上の可否
冷却能力●kW	×
定格冷却能力▲kW	×
冷却能力●kW(JISB8613に基づく定格冷却能力▲kW)	0
冷却能力●kW(定格冷却能力▲kW)※	
※()内は建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量計算	0
に用いる機器毎に定められる根拠規格等に拠る値とする。	

なお、設備機器ごとに定められる性能値の根拠規格等については、建研ホームページ上の入力マニュアルや一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上の「温熱・省エネ設備機器等ポータル」をご参照ください。

【図面等作成上のポイント2】省エネ適判に用いる計算法

省エネ適合性判定で用いる計算方法は、モデル建物法を用いることを推奨します。これは、 計算で入力した内容が、そのまま建築基準法に基づく完了検査の検査対象となるため、入力事 項が少ないモデル建物法の方が、検査がスムースとなることが想定されるためです。

ただし、より高い省工ネ性能を目指す BELS などを併せて申請する場合、標準入力法の方が適していると考えられるため、標準入力法で計算を行い建研 HP 上に設けられた「モデル建物法へのコンバートプログラム」などを活用し、省工ネ適判ではモデル建物法で申請することも可能となっています。

【図面等作成上のポイント3】用語の統一

非住宅用途で用いる設備機器等は、同一の設備であっても様々な呼ばれ方をすることがあります(例:室外機と屋外機)。より、審査をスムーズに行うため、建研 Web プログラムの入力マニュアルに記載された用語と統一することが望ましいと考えられます。

詳しくは、建研ホームページ上の以下のマニュアルをご参照ください。

○ モデル建物法入力支援ツール 入力マニュアル

(例)熱源機種				
熱源機種(選択肢)	定義	公共建築工事標 準仕様書に基づ		
(選択版)		く名称		
ウォータチリ	• JIS B8613 で規定されたウォータチリングユ	チリングユニッ		
ングユニット	ニットのうち、「空冷式(空気熱源)」であるもの。	 		
(空冷式)	• JRA4066 で規定されたウォータチリングユニ			
	ットのうち、「空冷式(空気熱源)」であるもの。			
	※ 当面の間は、「電動機圧縮機、蒸発器、凝縮器など			
	によって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加			
	熱を行うウォータチリングユニット。ただし、ス			
	クリュー冷凍機及び遠心冷凍機は除く。」も選択			
	可とする。			
- ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '				

【図面等作成上のポイント4】モデル建物法計算プログラムへの入力

設置する機器等が未定の場合のモデル建物法のWebプログラムへの入力は、プログラム上の選択により、最終結果が大きく変わりますのでご注意ください。

例えば、空調設備の熱源機種を入力する際に、「使用しない」を選択するとプログラム上は 標準設備で計算が行われることとなりますが、熱源機種を選択した上性能値等の入力を行わ ないと、非常に大きめの値のデフォルト値により計算が行われることとなります。

(5) 一次エネルギー消費量計算結果

一次エネルギー消費量の計算結果は、建研プログラム上で確認することができます。適合していることを確認した後、当該プログラムより出力した出力シート(建物規模や用いる設備機器等の内容により枚数は異なります。)を添付して提出してください。

なお、当該プログラムに入力するための専用 EXCEL シート(建研ホームページ上に用意されています。)を用いた場合、当該 EXCEL シートを全て(モデル建物法については必要となる部分のみでも構いません。)プリントアウトし、併せて提出してください。

(6) その他必要な資料

申請する内容に応じ、使用する設備機器等の性能根拠資料等が必要となる場合もあります。 詳細については、判定対象となる建築物の設計内容や図面への記載方法等に応じ異なります ので、具体の案件等を基にベターリビング担当にご相談ください。

4. その他の手続き

(1)省エネ計画の変更

適合判定通知書の交付を受けた後、省エネ計画に記載されている内容について工事の変更を行う場合(以下①から③に示す計画の根本的な変更を除く、軽微な変更に該当する場合は除く。)、当該工事に着手する前に、その変更後の計画について再判定を受けることが必要となります。

- ① 建築基準法上の用途の変更
- ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ③ 計算方法の変更(標準入力法⇔モデル建物法)

なお、300 ㎡以上の住宅用途を有する建築物の場合、変更内容に応じ必要となる図書の部数や 書類の提出先が異なる場合もあります(住宅部分のみに変更があった場合、変更後の省エネ計画 の提出は直接所管行政庁に行うこととなります。)ので、事前にベターリビング担当者宛ご相談 ください。

(2) 軽微変更該当証明書の発行

適合判定通知書の交付を受けた後、省エネ計画に記載されている内容について、軽微な変更を行う場合、軽微変更該当証明書の発行を行うことができます。軽微な変更の内容によっては、建築基準法に基づく完了検査の申請に必要な書類となりますので、当該証明書が必要となる場合はベターリビング担当者宛ご相談ください。

なお、当該証明書の発行にあたり、必要となる書類は以下のとおりとなります。

	書類名	備 考*	
(1)	軽微変更該当証明申請書	別記様式 SJF-06	
(2)	委任状	別記様式 SJF-O7	
(3)	当初(変更計画を行っている場合は直 前)の省エネ適合性判定に要した図書	ベターリビングで省エネ適合性判定を受け ている場合は不要となります。	
(4)	軽微変更概要説明書	別記様式 SJF-08	
(5)	軽微変更に係る図書等	変更内容を明示した図面等	
※ 様式は、ベターリビングホームページからダウンロードしてください。			

表 4-1 軽微変更該当証明書の発行に係る必要書類

(3) 省エネ適合性判定の取り下げ

省エネ計画の提出後、やむを得ない事情により省エネ適合性判定を取り下げる場合には、「取下げ届(別記様式 SJF-O5)」を提出してください。取下げを行った際に、既に判定が行われている場合には、それまでの判定に要した費用を請求します。

5. 料金等

5-1 省エネ適合性判定に係る料金

省エネ適合性判定に係る料金は、建築物の用途及び規模に応じ下表のとおりとなります。

(い) 用いる評価手法	(ろ) 適用範囲等	(は) 金 額 ^{*1}
	床面積の合計が 5,000 ㎡以下の建築物	210,000円
通常の計算法	床面積の合計が 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以 下の建築物	330, 000 円
(標準入力法及 び主要室入力	床面積の合計が 10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以 下の建築物	420,000円
法)	床面積の合計が 20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以 下の建築物	480,000円
	床面積の合計が 50,000 ㎡を超える建築物	700, 000 円
	床面積の合計が 5,000 ㎡以下の建築物	120, 000 円
	床面積の合計が 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以 下の建築物	200, 000 円
モデル建物法*2	床面積の合計が 10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以 下の建築物	250, 000 円
	床面積の合計が 20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以 下の建築物	300, 000 円
	床面積の合計が 50,000 ㎡を超える建築物	370, 000 円
計算対象設備を有	しない建築物	30,000円

- ※1 財団に次の申請等を併せて行う場合、規模等に応じ(は)欄に定める金額から 割引くことができる。
 - ①建築確認申請 ②低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼
 - ③建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物省エネ法第 30 条) に係る技術的審査依頼 ④BELS 評価申請 ⑤CASBEE 評価
- ※2 モデル建物法による申請において、2を超える用途が複合する場合は(は)欄に 定める金額を1.5倍した金額を料金とする。
- ※3 計画変更手数料は(は)欄に定める金額の1/2とする。

5-2 軽微変更該当証明書の発行に係る料金

軽微変更該当証明書の発行に係る料金は、ベターリビングで初回の省工ネ適合性判定を受けている場合、初回1回目は規模等に拠らず10万円(消費税別)となっています。ただし、2回目以降の料金は建築物の用途及び規模に応じ、5-1の金額の原則1/2となります。

5-3 料金に係る注意事項

省エネ適合性判定及び軽微変更該当証明書の発行に係る料金については、その手続き等において以下の点にご注意ください。

- ① 5-1 及び5-2 に定める表中の金額に、別途消費税がかかります。
- ② ベターリビングが判定した建築物の計画変更により再判定する場合は、表中の金額をもとに、変更内容に応じてその都度見積りとします。
- ③ 申請引受後、ベターリビングより請求書を発行します。恐れ入りますが、振込手数料は、申請者様にてご負担願います。振込先は以下の通りです。
 - 振込先: みずほ銀行丸の内中央支店 普通1811564 一般財団法人ベターリビング
- ④ 適合判定通知書を再交付する場合の手数料は、1通に付き3,000円(消費税別)とします。
- ⑤ 軽微変更該当証明書を再発行する場合の手数料は、1 通に付き3,000円(消費税別)とします。

省エネ計画書への記載内容簡易確認チェックシート (モデル建物法用)

チェック事項		ポイント		確認欄	
計画書	建築主等	確	認申請書に記載した内容と整合しているか	□確認	口未
	用途等	省:	エネ適合性判定対象として	□確認	口未
		•	適用除外用途でないか		
		•	住宅部分を有しているか		
		•	常時開放された部分を除外しているか		
		は	整理されているか		
	面積	•	上記に係る面積を分けて明記しているか	□確認	口未
		•	確認申請書に記載した内容と整合しているか	□確認	口未
図面	意匠図等	•	計画書に記載した面積の範囲や根拠を明示し	□確認	口未
			ているか。		
		•	断熱材、窓(ブラインドの有無含む。)の性能・	□確認	口未
			仕様など、意匠図に示されるWebプログラム		
			入力事項が漏れなく明示されているか		
		•	仕様が異なる場合の、壁、窓等の各部位の位置	□確認	口未
			や面積がわかる情報が明示されているか		
	設備図等	•	図面に記載した機器名称と、Webプログラム	□確認	口未
			入力マニュアルに記載された機器名称は整合		
			しているか		
		•	Webプログラムに入力を行った、各設備機器	□確認	口未
			の消費電力などの性能値が、Webプログラム		
			入力マニュアルに記載されたJIS等の規格に		
			基づくものであることが明示されているか		
		•	Webプログラムに入力を行った、制御関係の	□確認	口未
			情報が漏れなく記載されているか		
その他	性能根拠資料	•	使用する設備機器等が確定している場合、	□確認	口未
			Webプログラムに入力を行った性能値の根拠		
			を示す資料が添付されているか。		
	提出部数	•	300㎡以上の住宅用途の有無等に応じた提出	□確認	口未
			必要部数を作成したか		

<お問い合わせ先>

■一般財団法人ベターリビング 認定・評価部

(住所) 〒102-0071 東京都千代田区富士見二丁目7番2号ステージビルディング 7階 (事務所ビルへの入口は2階です。)

tel.03-5211-0591 fax.03-5211-0596

なお、建築基準法に基づく確認申請や完了検査を併せてご利用頂く場合は、下記あてにお問い合わせください。

■一般財団法人ベターリビング <u>建築確認・住宅性能評価部</u> ※住所は上記に同じ tel.03-5211-0578 fax.03-5211-0596



交通案内

電車利用 JR 飯田橋駅 東口改札 徒歩3分 有楽町線・南北線・東西線・都営大江戸線 飯田橋駅 A4出口 徒歩2分

一般財団法人ベターリビングホームページ 建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定に係る判定業務ページ http://www.cbl.or.jp/standard/bels/index.html